

は6月5日を「世界環境デー」と定め、世界各国で環境保全に関する記念行事が行われています。

わが国では環境基本法で6月5日を「環境の日」と定めるとともに、6月を「環境月間」として、環境問題についての理解と関心を深め、行動の契機とするための各種の催しを全国的に展開しています。

（生活環境課）
お 願 い

**けし・大麻の不正栽培に
注意しましょう**

5月、6月は不正大麻・

けし撲滅運動月間です

5月から6月にかけて、庭先などで美しい花を咲かせて私たちの目を和ませてくれるけしには、植えてはいけな

種類があるのをご存知ですか。植えてもよいけしは、「ひなげし」、「おにげし」、「あざみげし」などで、全体に毛が多く生えています。

反対に、植えてはいけなけしには毛がほとんど無く、葉や茎は白っぽい緑色をして

おり、茎は太く、葉が茎を巻き込むようにしてついているのが特徴です。

また、大麻は昔から「あざ

と呼ばれ、繊維や種子を採るために栽培されてきました。

しかし、麻酔成分を含み、マリファナやハシツシユなどに悪用されるため一般には栽培が禁止されています。

植えてはいけなけしや大麻を栽培することのないように十分注意しましょう。

けしの見分け方についてわからないことや、植えてはいけなけしや大麻を見かけたときは、最寄りの保健所・分室、警察署又は県庁薬務室までご連絡ください。

広島地域保健所海田分室

822 5111
（生活環境課）

**通りすがりのごみ出しに
みんなが迷惑しています**

最近、通勤途中や通りすがりでごみステーションに出されるごみの問題が多く発生しています。

通勤途中などの通りすがり

に出されるごみは分別や種類が守られていないことが多くしばしばごみの取り残しが発生し、ごみステーションの付近住民が悪臭に悩まされたり、街の美観が損なわれることになり、みんなが不快な思いをすることになります。このような苦情につながる行為は明らかにルール違反です。

通りすがりにごみを出すのは絶対にやめましょう。また、もしルールを守らないでごみを出す人を見かけたら、お互いに注意をしましょう。

（生活環境課）

税金は納期限内に納めましょう

税金は私たちが豊かで健康に暮らしていくための貴重な財源です。

安芸郡町村税等滞納整理組合では特に6月を「納税促進月間」とし、町税について納期限内に納付されるようお願いしています。

納期限を過ぎても納付されない場合は、やむなく財産・給料等の差押え、公売などを行うこととなります。

おしえて!

くわしい年金知識

Q&A

(22)

Q 国民年金の手続きはどのような時するのですか。

A つぎのような場合に手続きが必要です。年金手帳と印鑑等をお持ちのうえ年金の窓口までおいでください。
(必要な書類は、届け出まえにご確認ください)

(住民課保険年金係 5604)



なお、特別の事情により納付できない場合はお気軽にご相談ください。

相談・問合せ

安芸郡町村税等滞納整理組合

822 2456

熊野町税務課収納推進室

820 5603

**7月2日(月)は、
住民税第1期の
納期限です**

